分 野	3 情報・通信関係 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)経済団体過	重合会
項目	環境関連の法に基づく届出書、許可申請書の電子化			
意見・要望 等の内容	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工場立地法、廃棄物処理法、海洋汚染災害防止法等の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書について、電子データでの提出を認めていただきたい。			
関係法令	海洋汚染災害防止法、PRTR法等 ・海洋汚染及び海上災害の防止に 第18条の2第2項 ・PRTR法第5条第2項	こ関する法律 等	共管	経済産業省 等
制度の概要	海洋汚染災害防止法等に基づく 務付けている。	冨出書、許可申請書の扱	是出については、 {	書面による提出を義
中間公表資料との関係	国土交通省関係77頁			
状 況	措置済・措置予定		推 その代 子化推進アクション	
規制改革推進 3 か年計 画における記載	1 (2) 申請・届出等手続の電子化 既存の制度・慣行を見直すこの 国民・事業者の負担の軽減を	とにより、行政サービス		
	1 (3)エ b 国民等と行政との間の申請・原 にインターネット等で行える。		て、平成15年度まで	でのできる限り早期

(説明)

国土交通省では、平成12年に、「申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を策定しており、同プランによれば、国土交通省所管の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書については、平成13年度にオンライン化実施予定のPRTR法(「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」)の手続をはじめ、平成15年度までに「海洋汚染災害防止法」等約70手続をオンライン化する予定である。

なお、同プランは、政府全体の方針で、平成13年中に見直しを行う予定である。

担当局課室 国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課行政情報システム室 (連絡先:03-5253-8335)

分野	3 情報・通信関係	意見・要望提出者	 (社)経済団体過	車合会
7) ±1	(6)社会・行政の情報化	心儿 女主旋山台	(社)リース事業	
項目	自動車の生産・販売・流通に係	半う諸行政手続の電子(ど等	
意見・要望 等の内容	自動車の生産・販売・流通に係 きである。	半って必要となる諸行 政	女手続等の電子化∜	等を早急に実現すべ
関係法令	道路運送車両法、自動車登録令 (国土交通省所管のみ記載)	他	共管	警察庁、総務省、 法務省、財務省
制度の概要	自動車の保有に際しては、各間るとともに、各々書面によること)窓口における申記	青等手続が必要であ
中間公表資料との関係	国土交通省関係78頁			
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	また その作	也
規制改革推進3か年計 画における記載	【 1(3エ 】 自動車保有関係手続について、 ップサービス・システムの稼働原 て、地方公共団体の財政状況等に る試験運用を行う。	昇始を目指す。このため	り、おおむね平成	15年を目途とし
の最終報告を受 17年を目途に 平成12年4	目に伴い必要となる各種の行政手続け、平成11年12月、「高度情に手続の電子化によるワンストップ り、上記推進本部決定に基づき、ストップサービス・システムの構築	青報通信社会推進本部」 プサービス・システムの 政府に「ワンストップ	において政府方針 日稼働開始を目指す プサービス推進関係	計を決定、概ね平成 すこととされた。 系省庁連絡会議」を
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課	(連絡先)03-5253-8	588	

【 1永工)】				【国工文进目】
分 野	3 情報・通信関係 (6)社会・情報の経済化	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)経済団体派 (社)関西経済派	
項目	インターネット上での旅行取引の	D促進		
意見・要望等の内容	旅行取引による取引条件書等にできるようにすべきである。	こついて、書面の代わり)に、電子的手段に	こよる交付・確認が
関係法令	旅行業法第12条の4、第12条の5 旅行業法施行規則第25条~第27条		共管	なし
制度の概要	旅行取引においては、取引条件め、インターネット等で旅行商品が求められる。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係79頁			
状 況	措置済・措置予定 桁 (実施時期:平成13年4月)	美討中 措置困	推 その何	<u>t</u>
規制改革推進3か年計 画における記載	なし			
(説明) 旅行業法第12条の4及び第12条の5に規定する書面交付の義務付けについては、従来の手続に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段によっても行えるよう法律改正をした(書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号):平成12年11月に成立・公布、平成13年4月に施行)。				

担当局課室 名

総合政策局観光部旅行振興課(連絡先:03-5253-8330)

分野	3 情報・通信関係 (6)社会・行政の情報化 6 基準・規格・認証・輸入関係 係 (3)輸入、通関手続等				
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現				
意見・要望等の内容	他省庁と重複する資料または単なる参考資料として提出を求められている資料については、一元化あるいは廃止等、手続きの一層の簡素化を図った上でEDI化、ペーパレス化に移行すべきである。 Sea‐NACCSによる輸出入手続と港湾EDIサーバによる船舶の港湾諸手続との接続を図り、真のワンストップサービスを実現すべきである。				
関係法令	なし 共管 なし				
制度の概要	船舶の入出港時の港湾管理者及び港長等に対し提出する入出港届、係留施設使用許可の申請書等については、従来はそれぞれに対し書面により提出されていた。				
中間公表資 料との関係	国土交通省関係80頁				
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成11年10月)				
規制改革推進3か年計 画における記載	【 1エ b(d)ii)】 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた 効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を 含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。 さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替および外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。 なお、平成15年までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。				

(説明)

港湾管理者・港長に係る入出港の行政手続きをEDI化するためのシステム(港湾EDIシステム)を平成11年10月より稼動した。また、入出港における申請者の更なる負担軽減を図るため、港湾EDIシステムと海上貨物通関情報処理システム(Sea・NACCS)とを接続し、複数の行政機関に共通する入出港手続について、同一の回線・端末を使用して1回の入力で各行政機関への手続を行えるよう所要の措置を、平成13年度中を目途に講じる。

担当局課室	港湾局環境・技術課 (連絡先)03-5253-8681
名	政策統括官付政策調整官 (連絡先)03-5253-8799
	海上保安庁警備救難部航行安全課(連絡先)03-3591-2776

分野	3情報・通信 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会
項目	学術報告書の電子化		
意見・要望 等の内容	論文・報告書の電子化及びインタ	ターネット上での販売	
関係法令			共管
制度の概要			
中間公表資 料との関係	国土交通省関係81頁		
状況	措置済・措置予定 検討「 (実施(予定)時期:		の他
規制改革推進3か年計 画における記載		D論文・報告書、国から	らの直接委託等により民間企業等にお インターネット等で電子データ等によ
(説明) 学術報告書の ジに掲載してい		1て実施した主な研究の	D成果等の概要を各機関のホームペー
担当局課室 名	大臣官房技術調査課(連絡先:03	-5253-8218)	

分 野	3 情報・通信 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)全日本ト	ラック協会	
項目	特殊車両通行許可申請手続き				
意見・要望等の内容	・手続方法、添付書類の簡素化				
				Т	
関係法令	道路法第47条、第47条の2			共管	なし
制度の概要	車両諸元の最高限度を超える可が必要。 許可申請書には通行経路を表			道路管理者	皆の特殊車両通行許
中間公表資 料との関係	国土交通省関係82頁				
状 況	措置済・措置予定 株 (実施(予定)時期:平成12		維	その他	<u>t</u>
規制改革推進 3 か年計 画における記載	[]				

(説明)

インターネットによってパソコン画面で検索される地図を活用し、より簡便に申請書の作成や申請算定ができるシステムを、平成12年10月より試行運用を開始しているところである。これは、現在道路情報便覧付図を調べながら経路選定を行っているところ、上記システムを利用することにより、経路選定をパソコン画面上の地図で行い、その都度通行可否及び条件を確認でき、基本的にエラーのない申請が可能となるものである。

また、付属書類の経路図についても、平成12年10月より提出部数を2部に削減した。

担当局課室 名

担当局課室 | 道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)

分 野	3 情報・通信 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	特殊車両通行許可申請手続き			
意見・要望等の内容	審査期間の短縮			
				T
関係法令	道路法第47条、第47条の2		共管	なし
制度の概要	申請の処理期間については、る。	新規又は変更 3 週間、	更新 2 週間を標準	準処理期間としてい
中間公表資 料との関係	国土交通省関係83頁			
状 况	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	ました その何	也
	【 11(3)オ 】 特殊車両通行許可手続について,	審査期間の短縮等につ	いて検討する。	
(説明) 1 申請に対して許可するまでの標準期間として、 1)申請経路が、他の道路管理者との包括的な事前協議を了している道路情報便覧記載路線であること。 2)申請車両が、詳細な審査や協議が不要となる一定の車両諸元であること。 の場合、新規及び変更申請にあっては3週間、更新申請にあっては2週間としている。 2 今後は、道路情報便覧掲載路線の順次拡大などを図るとともに、オンライン化に向けたシステムの開発を推進することにより、処理期間の短縮を検討する。				

担当局課室 道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)

名